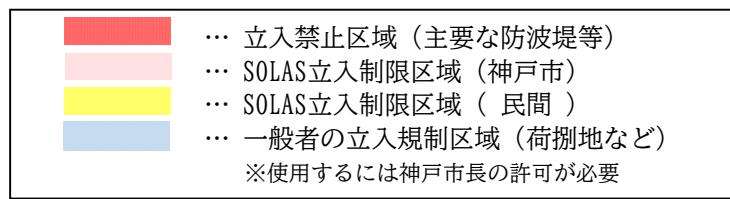


# 神戸港内の立入り制限・禁止区域



※港湾施設のうち防波堤については、波浪から港内の安静や津波・高潮の被害から陸域を守るために設置されたものであり、一般の方の使用（立入り）を想定した施設ではありません。天候の急変や高波の危険がある他、海面への転落などに繋がる可能性があるため、立入りは認めていません。  
※遊漁船事業者等による防波堤への瀕渡し行為も禁止です。